

新戦略推進専門調査会分科会について

平成 25 年 10 月 3 日
平成 26 年 2 月 21 日改正
平成 28 年 10 月 11 日改正
新戦略推進専門調査会決定

1. 世界最先端 I T 国家創造宣言（以下「創造宣言」という。）及び新戦略推進専門調査会について（平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）第 4 項に基づき、新戦略推進専門調査会に、重点分野に係る戦略の推進に必要な具体的方策や評価指標の検討、ロードマップの作成・見直し及び取組状況の評価等を実施するために、電子行政分科会及びデータ活用基盤・課題解決分科会を置く。
2. 分科会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
3. 分科会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
4. 分科会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。